

2022年12月24日

国際婦人年連絡会 世話人 橋本紀子 前田佳子 城倉純子

要望書

性犯罪の実情に合った法整備を～公訴時効の撤廃、同意なき性的言動は性暴力との規定を～

国際婦人年連絡会は、女性の地位向上・ジェンダー平等の実現を目指す NGO など全国組織 34 団体が結集し、活動している団体です。国連経済社会理事会(ECOSOC)への諮問資格を有しています。

性暴力被害に関し、女性や子どもの人権が守られていない状況に対して、以下に要望します。

時効を理由に棄却した広島地裁 2022 年 10 月の判決は、性暴力犯罪の実態と被害者に与える影響の深さを無視した判決と言わざるをえません。保育園から中学 2 年まで実父から性的虐待を受け、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症。生活や仕事に影響する後遺症に苦しんでいるとして、40 代の女性が 70 代の父に損害賠償を求めた民事訴訟において、大浜寿美裁判長は、性的虐待の事実を認定し症状との関連を認めましたが、不法行為から 20 年で損害賠償請求の権利が消滅しているとして棄却しました。こうした状況は、女性の性的暴力被害への被害対策の貧困であり、声を上げられる社会に向けて勇気をもって訴えてきた被害当事者の数々の事例をも無視するものです。

特に子どもの性被害は、幼い年齢では起きていることの意味が理解できず、後で苦しみ、勇気をもって被害を訴えるまでには相当の年月を要します。また告訴しても、性行為を犯罪として処罰するには、「行為に不同意」だけでなく、「暴行や脅迫を用いた」または「抵抗できない状態に付け込んだ」ことなどの抗拒不能を立証しなければならない困難と、さらに時効の壁があります。

2021 年 10 月から始まった法制審議会部会に、性犯罪被害者や被害支援の専門家などが新たに委員に加わったことは画期的なことであり、刑法の規定を改正する試案が示されたことは評価できます。性交同意年齢 13 歳を 16 歳に引き上げ、強姦性交罪の構成要件として 8 行為が試案され、また、性的な目的で SNS などで子どもを手なずけ心理的にコントロールする「グルーミング」に対応する罪や盗撮罪を新たに設けるとした内容はある程度の前進です。しかし性的同意がなければ罪を問える法改正が設けられておらず、さらに時効の見直しに関しては、強姦性交罪では 5 年の延長、子どもの場合は 18 歳までの年数を時効に換算しないという考えが提示されるに留まり、「魂の殺人」ともいわれる被害の深刻さに即した内容になっておらず不十分と言わざるをえません。

子どもの性暴力被害、特に加害者が監護者の場合、信頼すべき相手からの加害は、子どもの権利条約にも明示されている「守られる権利」の剥奪であり、4 原則の中の「子どもの最善の利益」も諮られていません。男性中心社会は、これまで性暴力加害の責任を被害者の落ち度の追及に転嫁するなどして曖昧にしてきました。性暴力における「性的同意の有無を問わない」及び「時効」の概念は、被害者の尊厳を深く傷つけ、人権を無視するものです。

女性や子どもの人権が守られ、安心して生活できる社会を目指し、以下のことを強く要望します。

記

1. 性暴力被害に対する「公訴時効」を撤廃すること
1. 同意のない性行為はすべて性暴力犯罪であり、被害者の立場に立った法整備をすすめること
1. 司法界においてもジェンダーバランスを考慮すること

以上